

たすけあい まなびあい つくりあげる玉津の子

出 会 い の 森

玉津小学校便り No. 7

(令和5年11月1日発行)

玉津小学校

検 索

※ホームページもぜひご覧ください。

150年の伝統とぬくもり

校長 廣瀬 尚美

本校は、明治6年(1873年)に赤野井西別院内に滋賀県三十番学校として創立され、何回かの改名ののち、明治22年(1889年)に玉津村が発足したときに尋常科玉津小学校となりました。学校の体裁が整ったのは昭和5年で、その後も校舎は増改築が行われ、平成19年に現在の校舎が完成しました。

明治6年(1873年)の創立は、守山市では2番目となります。今から150年前といえば、人々の暮らしは江戸時代から大きな変化はなかったようです。来年7月に紙幣が新しくなりますが、新しい肖像として描かれる渋沢栄一氏、津田梅子氏、北里柴三郎氏が活躍されていたところです。まさしく、歴史として学ぶところです。



大正4年以降の玉津尋常科高等小学校
(昭和3年撮影)

そのころの小学校は、木造一階建ての校舎が主で、教科書は自分で買わなくてはならず、家の手伝いのために登校できずにやめる人もいたそうです。ほとんどの人は着物を着て、ふろしきに教科書やノートなどをつつんで肩にかけたり腰に巻きつけたりし、はきものは裸足にぞうりやげたをはいていました。雨の日はぞうりがぬれないように裸足で通う人もいたそうです。

昭和30年(1955年)の町村合併で守山町立玉津小学校となるまでは、玉津村の学校として村の人々の寄付や奉仕で支えられてきました。われらの学校としての熱い思いと愛情が今も受け継がれていると感じています。150周年の記念すべき年に校長に着任させていただき、伝統の重圧を感じて4月を迎えましたが、この6か月間は、あたたかく受容し、常に支えてくださっていることしか思いあたりません。本当にありがとうございます。

11月16日には150周年記念式典を行います。会場の都合で、地域の皆様に参加いただけないのは残念ですが、横断幕に寄せ書きをしてくださったことで、つながりを実感できました。式典の様子は3月ごろに発行される150周年記念誌にて見ていただけたと思います。

全国川サミット in 守山・琵琶湖 2023年10月21日(土)

150周年の記念すべき年に、全国川サミットが守山市民ホールを会場に行われ、本校6年生が「赤野井湾の魅力発見」と題して、事例発表を行いました。

これまでの学びが参加者の皆さんにしっかりと伝わる素晴らしい発表でした。

ステージからの子どもたちの呼びかけに、多くの会場の方が反応を返してくださいました。このような会場の様子から、子どもたちはこれまでのがんばりが実を結んだことを実感し、大きな達成感を得たようでした。発表が終わったあとは、「楽しかった」「時間がとても短く感じた」「会場の人たちが一生懸命みてくれたのがわかった」と充実した様子がみなぎっていました。

全国の皆さんに伝えたい！という思いで何度も練習したり、セリフや動きを検討した成果だと思います。

会場からの大きな拍手は子どもたちの大きな自信につながりました。また、森中市長をはじめ、発表を見た方々から心からの賞賛の言葉をいただきました。6年生のみんなが、玉津小学校記念の年に、新たな歴史の1ページを飾ってくれました。



㊦すけあい ㊤なびあい ㊩くりあげる 充実の秋



4年ぶりの芸術鑑賞会は「わんぱく寄席」。よく見て、よく聞いて、会話で物語が進む落語の世界を楽しみました。いもを食べたり、うどんをすすったり、ネズミを捕まえたり…代表で3人が落語家体験をしました。



今年の5・5交流では、運動会の演技披露に加え、校舎の案内を行いました。手をつないで優しく案内する姿がとても微笑ましかったです。



3年生は消防署に行き、わたしたちの暮らしを守るお仕事をされている方から、仕事の内容や工夫・願いなどを教えていただきました。

2年生は二度目の町たんけん。今回はどんなステキがみつかったかな。ますます玉津が好きになったかな。



4年生の「やまのこ」では、自然に親しむとともに、森林のはたらきや大切さについて学習します。間伐で・が倒れた時の振動、ヒノキの香り、源流の水の冷たさなど、全身で学びました。



創立150周年記念品 カヤック収納用倉庫

玉津小学校の特色ある活動である、カヤック体験活動。カヤック自体も2007年に地域の方に寄贈いただいたものですが、今年150周年記念事業のひとつとして、150周年記念事業実行委員会よりカヤック収納用倉庫を寄贈いただきました。今後も地域の方や保護者の方のご協力のもと、貴重な体験活動を続けていきたいと思っております。

児童虐待防止推進月間（体罰等によらない子育てを）11月は児童虐待防止推進月間です

児童相談所への児童虐待の相談件数は年々増加し、この中には、「しつけ」と称した暴力・体罰が、深刻な問題を引き起こす事例が発生しています。こうしたことを踏まえ、令和元(2019)年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2(2020)年4月1日から施行されました。

体罰は子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに影響を及ぼしてしまう可能性があります。全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。また、こどもの面前でのDVや夫婦喧嘩も心理的虐待になります。

子どもの権利が守られる体罰等によらない子育て社会を実現するため、一人ひとりが意識を変えていくことが大切です。もし、子育てに迷ったら一人で悩まず、関係機関に相談しましょう。

＜守山市こども家庭相談課・子育て応援室 TEL (582) 1159＞